





背面部分



裾裏の刻銘

## 6

海野勝珉うんのしょうみん 明治二十九年帝室技芸員任命  
《太平楽置物》 一点

明治三十二年（一八九九） 銅・金・銀ほか、彫金・象嵌  
四一・〇×二一・〇×四六・〇

舞楽太平楽を、演者の顔貌については西洋彫塑風に写實的に、一方で装束については武者人形のように細部の意匠にまでこだわりつつ、それらを伝統的な金工技術で仕上げたのが本作である。この本作の特徴とも言える写実の追究は、鑄造された演者の顔貌だけでなく、巧みな鍛造技術から生み出された装束の重なり合う襷や膨らみの表現にも見ることができる。彫金家海野勝珉（一八四四～一九一五）の代表作の一つとして知られる本作は、パリ万国博覧会では工芸の金工部門ではなく美術の彫塑部門に出品されることとなった。しかし、金属製であってもブロンズの鑄造作品ならば何も問題など無かったはずであるが、象嵌などで色合いの異なる複数の金属を組み合わせた本作は、同時代の西洋彫塑の概念に照らし合わせてみると明らかに異質なものであった。しかし、明治三十二年当時のわが国の状況においては、未だ海野の作品をも彫塑の一分野として受け入れる土壌があったことは見逃してはならないだろう。

当初、勝珉はパリ万国博覧会の出品作を額装形式で制作することで受諾して日光含満ヶ淵の真景図を構想していたが、その後、額面から人物置物へ変更する制作品変更願を宮内省宛に出し、太平楽の立像置物を制作することにした。その理由として考えられるのが、同三十二年五月二十日付で宮内省調度局へ提出された、出品目録添付の説明書に見られる次の文章である。「舞楽ハ日本古代ヨリ朝廷ノ儀式ニ吹奏演舞シ来レルモノナリ 今日猶宮内省式部職ニ雅楽部アリテ是ヲ演習ス」とあり、本作は皇室との関わりを強く意識したものであるため、御下命による制作品に変更されたのだと推測される。また、同説明書には、制作に際して二十余名の助手を使って二年の期間を要したと述べられている。

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

皇室技芸員と一九〇〇年パリ万国博覧会

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 47

編集 宮内庁三の丸尚蔵館

制作 株式会社東京美術

翻訳 横溝廣子

発行 宮内庁

平成二十年七月十九日発行

© 2008 The Museum of the Imperial Collections